認定基準の一部改正について

令和6年3月12日開催の理事会において、「防音パネルの認定基準」の一部改正について承 認され、令和6年4月1日より施行することといたしました。

なお、一部改正の主な要旨については、下記のとおりです。

一部改正の主な要旨等

- 1 防炎性能については、(公財) 日本防炎協会が令和6年4月1日より防音パネルを「防炎製品」 として認定することから、本会の認定基準に定める防炎性能についても、これによることとし、 本会は、(公財)日本防炎協会が定める「防炎製品ラベル」により、防炎性能を確認することと した。
- 2 (公財)日本防炎協会が定める「防炎製品」の試験内容については、温水浸漬等を行ったの ち、燃焼試験を行い、その残炎時間等で評価する方法であると聞いていること。
- 3 令和6年4月1日前に製造されたものについては、従前の例による。

■ 防音パネルの認定基準の一部改正について

- 用 適
- 2 材料等
- 3 構造等

現行のまま

- 4 工作等
- 5 強度等

6 防炎性能

(1) 防音パネルは、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第8条の3に定める次の表の防 炎性能を有するものでなければならない。

パネル材の重さ	450g/m²以下のもの※1	450g/m²を超えるもの※2
残 炎 時 間	3秒以下	5秒以下
残じん時間	5秒以下	20秒以下
炭化面積	30cm²以下	40cm²以下

注1) ※1 45° ミクロバーナー法による ※2 45°メッケルバーナー法による

- (2) 上記(1)の防炎性能の試験は、公共の機関その他当会が定めた機関で行うものとする。
- (3) 防音パネルの防炎性能は、上記(2)で行った試験結果により確認するものとする。 (公財) 日本防炎協会が認定する「防炎製品」であること。

7 防音性能

現行のまま

8 表

防音パネルは、見やすい箇所に次の事項を表示するものとする。

- a 製造者名
- b 製造年並びに上期及び下期の別
- c 認定合格マーク
- d 防炎製品ラベル

┌【解 説】

- (1) 8のaからcまでについては、第1章第1節の8のa、b及びdと同趣旨である。
- (2) 8のdについては、第5章の8のhの解説(2)の後半部分と同趣旨である。